

## 新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等労働者派遣業務仕様書（案）

### 1 目的

発注者が行う新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等に関する労働者派遣業務について必要な事項を定める。

派遣事業者は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより派遣労働者を派遣するものとする

### 2 業務名

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等労働者派遣業務

### 3 派遣労働者の就業場所

岩手県庁内の保健所支援本部（岩手県盛岡市内丸 10-1）

### 4 労働者派遣契約の履行機関

#### (1) 契約期間（予定）

令和4年8月22日（月）から令和4年10月31日（月）まで

#### (2) 派遣受入期間（予定）

令和4年8月24日（水）から令和4年10月31日（月）まで

※ 今回の公募により、要件を満たす応募者が複数存在する場合は、一般競争入札等に移行するため、入札手続き等の期間を確保する必要があることから、派遣期間を最低限2か月間確保するため、派遣期間を変更する可能性があること。

### 5 派遣職種

#### (1) リーダー職（無資格）

リーダー職は、スタッフ職のまとめ役及び積極的疫学調査当日の準備や調査票のチェック、調査終了時の関連資料の整理、翌日の準備等を行うことを想定していること。

なお、スタッフ職と同様に、積極的疫学調査の電話対応及び調査票の作成を行う場合もあること。

#### (2) スタッフ職（無資格）

スタッフ職は、積極的疫学調査（電話対応）及び調査票の作成等を想定していること。

### 6 派遣人数等

#### (1) 派遣人数（1日当たりの派遣人数）

ア リーダー職 5人

イ スタッフ職 10人

#### (2) 各職種の派遣受入期間

ア リーダー職は、令和4年8月24日から令和4年10月31日まで5名とする。

イ スタッフ職は、令和4年8月29日から令和4年10月31日まで10名とする。

(3) 派遣労働者の配置等

- ア 派遣事業者はこれに応じて本仕様書9に定める要件を満たす派遣労働者を確保し、同年8月23日までに発注者に文書により通知するものとする。
- イ 発注者は各業務等の繁忙等により必要がある場合は、派遣事業者と協議の上、1日当たりの派遣人数又は配置を変更することができるものとする。

7 就業日及び就業時間等

(1) 就業日及び就業時間

ア 就業日

土曜日、日曜日及び祝日を含む毎日

イ 就業時間

(ア) リーダー職

3名 8:00～17:00 (休憩時間1時間 (12:00～13:00)、実働8時間)

2名 10:00～19:00 (休憩時間1時間 (要相談)、実働8時間)

ただし、令和4年8月24日から令和4年8月27日までの間は、

全員 8:00～17:00 (休憩時間1時間 (12:00～13:00)、実働8時間) とする。

※ リーダー職は、1日1～3時間程度の超過勤務を予定していること。

(イ) スタッフ職

全員9:00～18:00 (休憩時間1時間 (12:00～13:00)、実働8時間)

ウ 就業者について

シフト体制による就業とするが、シフトの配置に当たっては、可能な限り連続して就業するよう努めること。

(2) 予定就業時間 (総数)

派遣受入開始日を令和4年8月24日(月)からとした場合は次のとおりとする。

ア リーダー職 8時間×69日×5人=2,760時間

イ スタッフ職 8時間×64日×10人=5,120時間

ウ 超過勤務分 3時間×69日×5人=1,035時間 (リーダー職)

(3) その他

発注者は、派遣事業者と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働を命じることができるものとする。

8 業務内容

(1) 利用を予定しているソフトウェア等

ア Microsoft Word

イ Microsoft Excel

ウ PDF ファイル閲覧ソフト

(2) 主な業務の内容

ア 新型コロナウイルス感染症の新規感染者に係る積極的疫学調査(電話での質問対応)及び調査票の作成(パソコン入力を含む。)

イ 積極的疫学調査当日の調査の準備、調査票のチェック、調査終了後の調査関連資料の整理、翌日の準備等（パソコン入力を含む。）

ウ その他、上記に付随する業務等

## 9 派遣労働者の要件

本業務を円滑に遂行するため、派遣労働者は下記の(1)～(5)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本語による業務遂行に支障がない者
- (2) 庁舎内に勤務する上で必要なマナーを身に付けている者
- (3) 企業・団体等において事務職としての業務経験がある者
- (4) 電話の利用に際して、一定の接遇を身に付けている者
- (5) 8(1)に掲げるソフトウェアの基本的な操作ができること。

## 10 派遣事業者における教育

派遣事業者は、事前に派遣労働者に対して、発注者の指揮命令に従い勤務等の諸規則に違反しないよう周知するとともに、官公庁において勤務するために必要な基礎知識等を身に付けるための教育・指導を行うこと。

## 11 不適切な派遣労働者の交替

業務に十分な成果を上げることができない派遣労働者を確認した場合は、発注者は指揮監督に基づく指導の他、必要な指導を派遣事業者に対し依頼するものとし、派遣事業者はこれに基づき必要な対応を講じるものとする。その結果、改善傾向が見られない場合、派遣事業者は当該派遣労働者の交替を含めた必要措置を図るように努めるものとする。

なお、この交替に係る費用は、派遣事業者が負担するものとする。

## 12 派遣事業者及び派遣労働者の都合等による交替

派遣労働者は、原則として当該契約期間中を通じて勤務できる者を充てるものとする。

派遣事業者は、派遣事業者又は派遣労働者（通年職員及び繁忙期職員）の都合により、やむを得ず交替させる場合には、その旨を事前に発注者へ通知するとともに、後任の派遣労働者に対し、十分な事務引継を行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、この場合の費用は、派遣事業者が負担するものとする。

## 13 安全及び衛生

発注者は、作業上の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

派遣事業者は、派遣労働者の作業上の安全・衛生に関し、発注者に協力するものとする。

## 14 契約方法

派遣労働者1人1時間当たりの単価契約とする。

## 15 支払条件等

- (1) 派遣料金は月払とし、派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの1か月とする。
- (2) 派遣料金は、各日の派遣労働者の実労働時間を15分単位（端数については切り捨てる。）で算出した上で、月ごとに派遣労働者の実労働時間の総計に契約単価を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- (3) 8時間を超える時間外の労働時間に関する労働については、契約単価に25パーセントを乗じた単価にて算出する。

#### 16 通勤等に関する費用負担

通勤等に関する費用負担は、次のとおりとするが、記載の無いものについては、別途協議の上決定するものとする。

項目	派遣事業者	発注者	備考
通勤手当	○		
社会保険料	○		
労働保険料	○		
出張旅費		○	当初契約時点では想定されないが、仮に発生した場合は、発注者の一般職員の例に準じて支給する。
研修	○	○	費用が発生する研修は当初契約時点では想定されないが、仮に発注者の指示による研修を受講する場合は、発注者の一般職員の例に準じて支給する。

#### 17 派遣労働者に対するフォロー

派遣事業者は、必要に応じて、発注者との連絡調整、派遣労働者のメンタルサポート等を目的とした担当者を設け、派遣労働者に対して必要に応じて面接を行うものとする。

#### 18 派遣事業者及び派遣労働者との打合せ

発注者は、派遣事業者及び派遣労働者との間で業務に係る打合せを必要に応じて行うものとする。

なお、必要な場合は、日程を別途指示する。

#### 19 業務改善

派遣事業者は、発注者が行う新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等労働者派遣業務を円滑にかつ効率的な実施を図るため、派遣労働者からの意見等を基に業務の改善提案を適宜行うものとする。

#### 20 その他

- (1) 派遣事業者が本仕様書に基づき業務を履行する上で疑義がある場合は、発注者との打合せを通じて業務を履行するものとする。
- (2) 派遣事業者及び派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩してはならない。本契約期間終了後においても同

様とする。

- (3) 派遣事業者は、派遣労働者（職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩しないよう派遣労働者に対して周知し、遵守状況その他必要な監督を行うものとする。
- (4) 各業務を行うに当たり、派遣労働者から発注者に対し、守秘義務を遵守する旨の誓約書の提出を求めることがある。
- (5) 派遣事業者は、派遣労働者に対し情報漏洩防止に関する研修等を実施するものとする。
- (6) 派遣事業者は、当該業務に係る個人情報管理体制を万全に期すため、プライバシーマークの認証取得・更新を適切に実施するとともに、個人情報保護に係る方針を策定し、個人情報管理体制を整備すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、別途協議の上決定するものとする。